

平成30年度 第1回横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
分科会3「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」
次第

日時：平成30年7月31日（火）

13時30分から15時30分まで

場所：横浜市庁舎 5階関係機関執務室

1 開 会

2 平成29年度分科会3の振り返りについて 【資料1】

3 第4期横浜市地域福祉保健計画の策定状況について 【資料2、3】

4 国が示す中核機関の役割と機能について 【資料4-1、4-2】

5 意見交換(今回の分科会3で議論する内容について) 【資料5】

(1) パブリックコメントの実施結果について 【資料6】

「第4期横浜市地域福祉保健計画素案」P70～75

(2) 中核機関の機能と役割、横浜市の権利擁護等の推進の状況について【資料7】

(3) 横浜市で重点的に取り組むことについて

6 閉 会

【資料】

資料1 平成29年度 分科会3の振り返りについて

資料2 第4期横浜市地域福祉保健計画素案に係るパブリックコメント実施結果について

資料3 第4期横浜市地域福祉保健計画策定スケジュール 平成30年度

資料4-1 地域連携ネットワークについて

資料4-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割について

資料5 平成30年度 第1回 分科会3 検討内容について

資料6 素案に対するパブリックコメントとその対応の考え方(案)

資料7 中核機関の機能と役割、横浜市の権利擁護等の推進状況について

参考 「成年後見制度の現状」「第4期横浜市地域福祉保健計画素案P70～75」

平成30年度第1回分科会3 「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」委員名簿

(敬称略)

	委員名	所 属	分 野
1	西尾 敦史	静岡福祉大学社会福祉学部 教授	学識経験者（福祉）
2	青木 伸一	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員 児童委員協議会
3	赤羽 重樹	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
4	生田 純也	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 役員会代表 横浜市踊場地域ケアプラザ所長	地域ケアプラザ
5	坂田 信子	横浜市中心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者
6	松木 崇	神奈川県弁護士会	<臨時委員> 弁護士
7	岩屋口 智栄	公益社団法人成年後見センター リーガルサポート神奈川県支部	<臨時委員> 司法書士
8	星 勉	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 ぱあとなあ神奈川	<臨時委員> 社会福祉士
9	大野 照夫	コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部副支部長	<臨時委員> 行政書士
10	辻川 彰	神奈川県精神保健福祉士協会 事務局長	<臨時委員> 精神保健福祉士
11	小林 俊一	認知症の人と家族会 神奈川県支部副代表	<臨時委員> 当事者（親族）
12	宮川 玲子	横浜市精神障害者家族連合会	<臨時委員> 当事者（親族）
13	角田 辰雄	横浜市介護支援専門員連絡協議会 副代表	<臨時委員> 介護サービス事業者
14	中根 幹夫	南区基幹相談支援センター 所長 (地域活動ホームどんとこい・みなみ)	<臨時委員> 障害関係相談支援事業者
15	栗原 美穂子	一般社団法人 横浜在宅看護協議会 会長	<臨時委員> 医療関係者
16	鈴木 伸彦	横浜市総合保健医療センター 総合相談室 担当係長	<臨時委員> 医療関係者
17	小野 広久	緑区社会福祉協議会	<臨時委員> 区社協事務局長

平成 29 年度 分科会 3 の振り返りについて

1 主旨

国が定めた成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて、横浜市として、成年後見制度を始めとする権利擁護をどのように推進していくか、特に成年後見制度の利用促進に係る部分について、検討しました。

2 分科会実施状況

日程	検討内容
第 1 回 11 月 13 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会 3 の設置趣旨と課題意識の共有 ・効果的・効率的な広報のあり方について ・地域や支援者側から成年後見人に求めたいこと、成年後見人側から支援者に求めたいこと

3 分科会 3 における主なご意見

いただいたご意見は、視点や考え方、具体的な取組として計画に反映します。

(1) 主な意見

柱	主なご意見
柱 2 身近な地域で 支援が届く 仕組みづくり	<p><広報すべき内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度が権利擁護の 1 つの手法であることが理解されていない。 ・後見人を変えられないと思っている人が多い。交代可能であることを周知すべき。介護保険利用者は、業者等を変更することに慣れているため、同じように変更できないことで、制度への抵抗感が増しているのではないか。 ・複数後見や、法人後見等の受任の形があることを PR してもらいたい。 ・成年後見制度利用支援事業を PR してもらいたい。 <p><広報方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一度説明会に参加しただけではなかなか理解できない。何度も聞くことも必要か。 ・ケアプラザが住民にとっては一番相談しやすい。機関誌に成年後見制度に関する情報を掲載したり、専門職と連携して相談会などを実施している。また、地域の回覧板でも周知しており、今後も引き続き取り組む。 ・認知症の診断をしているクリニックの待合室などに、リーフレットを置かせてもらう。動画も流せれば流してもらう。 <p><媒体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画等の活用をしてもよいのではないか。YouTube へのアップや DVD の配布などできると広報しやすい。 ・既存のパンフレットもわかりやすいが、もっと簡易版のリーフレットがあってもよいのではないか <p><広報先></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談機関で成年後見制度についての相談というものは多くない。生活全般の課題の中から、専門職が気づきつなげていくことが多い。そのためにも、専門職への広報が必要ではないか。 ・病院や身近な相談支援者としてのケアマネジャー、計画相談事業所、民生委員等に理解してもらい、制度が必要な人にきちんとつながるようにすることが必要。 <p><地域や支援者側から成年後見人に求めたいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見人が、身上監護と財産管理の両方をやってくれると聞いているが、身上監護というのは具体的に何をしているか教えてほしい。(例：カンファレンスに参加してもらい、後見人の役割についてきちんと伝えてもらう等)

(2) まとめ

成年後見制度は、他の福祉の制度と異なり、司法の制度である。そのため、制度に対する正しい理解が、福祉関連の支援者や地域住民に、まだまだ浸透していない。制度に対する認識や意識のギャップがある点が課題である。難しい制度を正しく理解してもらうことに加え、身近に使える制度と感じてもらうことが必要である。そのため、成年後見制度が必要な人に制度がつながるように、どのようにコーディネートしていくのか、また、制度に繋がった後も成年後見人等とどのように連携していくのか、今後より具体的に議論をしていく必要がある。

4 検討結果の活用方法と今後の主なスケジュール

- 平成30年2月 第2回策定・推進委員会：計画素案について審議
- 平成30年3月 計画素案確定
- 平成30年7～8月 30年度第1回分科会3（国の動向、パブリックコメント踏まえた、今後の具体的施策の検討）
- 平成30年9～10月 30年度第2回分科会3 第3回（30年度第1回の議論を踏まえ、各団体等で何が実施できるか検討）

5 検討委員（五十音順・敬称略）

	氏名	所属	分野
1	青木 伸一	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
2	赤羽 重樹	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
3	伊藤 未知代	横浜市総合保健医療センター 総合相談室 課長補佐	<臨時委員>医療関係者
4	岩屋口 智栄	公益社団法人成年後見センター リーガルサポート神奈川支部長	<臨時委員>司法書士
5	大野 照夫	コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部副支部長	<臨時委員>行政書士
6	角田 辰雄	横浜市介護支援専門員連絡協議会 副代表	<臨時委員>介護サービス事業者
7	川畑 正	横浜市原宿地域ケアプラザ（戸塚区） 所長	地域ケアプラザ
8	栗原 美穂子	一般社団法人 横浜在宅看護協議会 会長	<臨時委員>医療関係者
9	小林 俊一	認知症の人と家族会 神奈川県支部副代表	<臨時委員>当事者（親族）
10	坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟事務局長	障害分野関係者
11	知久 達哉	保土ヶ谷区社会福祉協議会 事務局長	<臨時委員>区社会福祉協議会
12	辻川 彰	神奈川県精神保健福祉士協会事務局長	<臨時委員>精神保健福祉士
13	中根 幹夫	南区基幹相談支援センター 所長 (地域活動ホームどんとこい・みなみ)	<臨時委員> 障害関係相談支援事業者
14	西尾 敦史	静岡福祉大学社会福祉学部 教授	学識経験者（福祉）
15	星 勉	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 ばあとなあ神奈川 運営副委員長	<臨時委員>社会福祉士
16	松木 崇	神奈川県弁護士会 高齢者・障害者の権利 に関する委員会 副委員長	<臨時委員>弁護士
17	宮川 玲子	横浜市精神障害者家族連合会理事長	<臨時委員>当事者（親族）

オブザーバー：旭区高齢・障害支援課、横浜家庭裁判所、健康福祉局高齢施設課、高齢在宅支援課、障害企画課

第4期横浜市地域福祉保健計画素案に係る パブリックコメント実施結果について

1 関係団体等への説明及び送付

次の関係団体等へ素案の説明及び送付を行いました。

(1) 素案説明先

地域関係	横浜市町内会連合会、横浜市民生委員児童委員協議会、 区町内会連合会（18か所）、区民生委員児童委員協議会（18か所）、 区社会福祉協議会会長会
障害関係	横浜市身体障害者団体連合会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、 精神障害者家族会連合会、精神障害者地域生活支援連合会、 障害者地域作業所連絡会、社会福祉法人型地域活動ホーム連絡会、 機能強化型地域活動ホーム連絡会、グループホーム連絡会、 基幹相談支援センター連絡会、生活支援センター施設長会、 中途障害者地域活動センター施設長会、 市社協障害者支援センター運営委員会、市社協障害福祉部会、 市社協福祉団体部会(障害者団体部会)
高齢関係	横浜市老人クラブ連合会理事会、区老人クラブ連合会会長連絡協議会、 老人福祉センター所長会、市社協高齢福祉部会
こども関係	地域子育て支援拠点連絡会、 市社協保育福祉部会、市社協児童福祉部会、市社協横浜保育室部会
健康づくり 関係	横浜市保健活動推進員区会長会、 横浜市食生活等改善推進員協議会理事会
教育関係	横浜市立小学校長会、横浜市立中学校長会、横浜市立特別支援学校長会
成年後見 関係	あんしんセンター業務監督審査会、市民後見推進委員会
その他	地域活動の中間支援組織、市社協経営者連絡会議、 市社協福祉ボランティア・市民活動部会、市会常任委員会
計 72か所	

(2) 素案送付先

地域関係	地区社会福祉協議会 (256 か所)、地域ケアプラザ(138 か所)、区社会福祉協議会(18 か所)
障害関係 高齢関係	中途障害者地域活動支援センター (18 か所)、市社協障害者団体部会、市社協生活医療福祉部会、市社協居宅事業部会
こども・ 青少年関係	地域子育て支援拠点 (22 か所)、ユースプラザ(4 か所)
教育関係	横浜市立小学校 (342 校)、横浜市立中学校 (146 校)、横浜市立特別支援学校(12 校)
その他	市民活動支援センター、地区センター (80 か所)
計 1,039 か所	

(3) 素案配布場所

窓口配布	区役所 (18 か所)、地域ケアプラザ等 (138 か所)、地区センター(80 か所) 老人福祉センター(18 か所)、区社会福祉協議会 (18 か所)、市役所市民情報センター、市民活動支援センター、市社会福祉協議会、地域子育て支援拠点 (22 か所)
計 297 か所	

※ その他、横浜市ホームページ、市社協ホームページ、広報よこはま 6月号、福祉よこはま 6月号、各区策定・推進会議等で広報しました。

(4) 素案配付数

素案冊子 6,364 部、概要版 11,073 部

2 パブリックコメントの実施結果

(1) 市民意見募集期間

平成 30 年 5 月 28 日(月)から 6 月 29 日 (金) まで

(2) 意見総件数

計 172 件 (個人 (52 人) からの意見 100 件、関係会議等での意見 72 件)

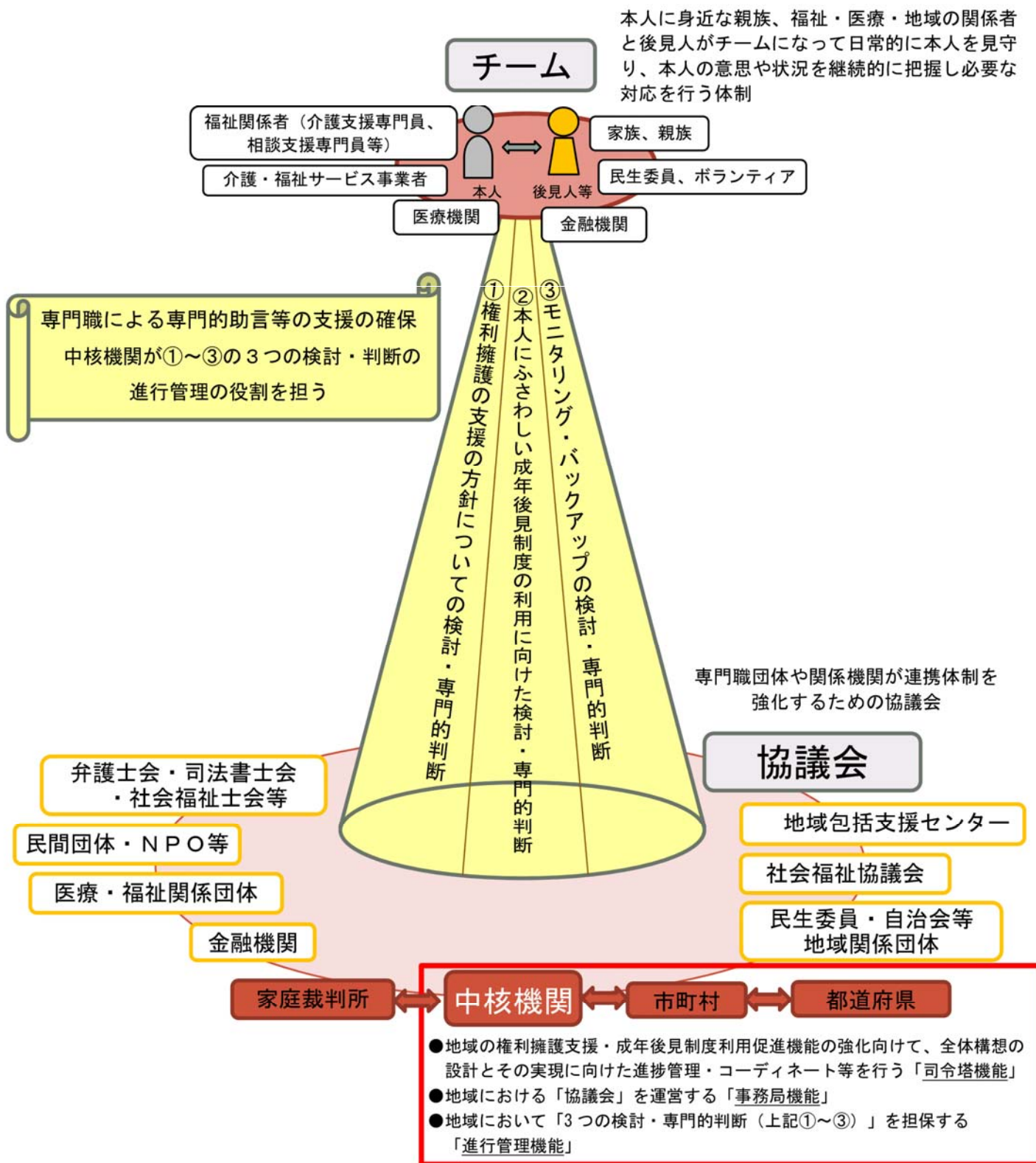
※権利擁護に関する意見はうち、32 件

(3) 個人提出者の提出方法

郵送 23 人、電子メール 27 人、FAX 0 人、その他 2 人

地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み



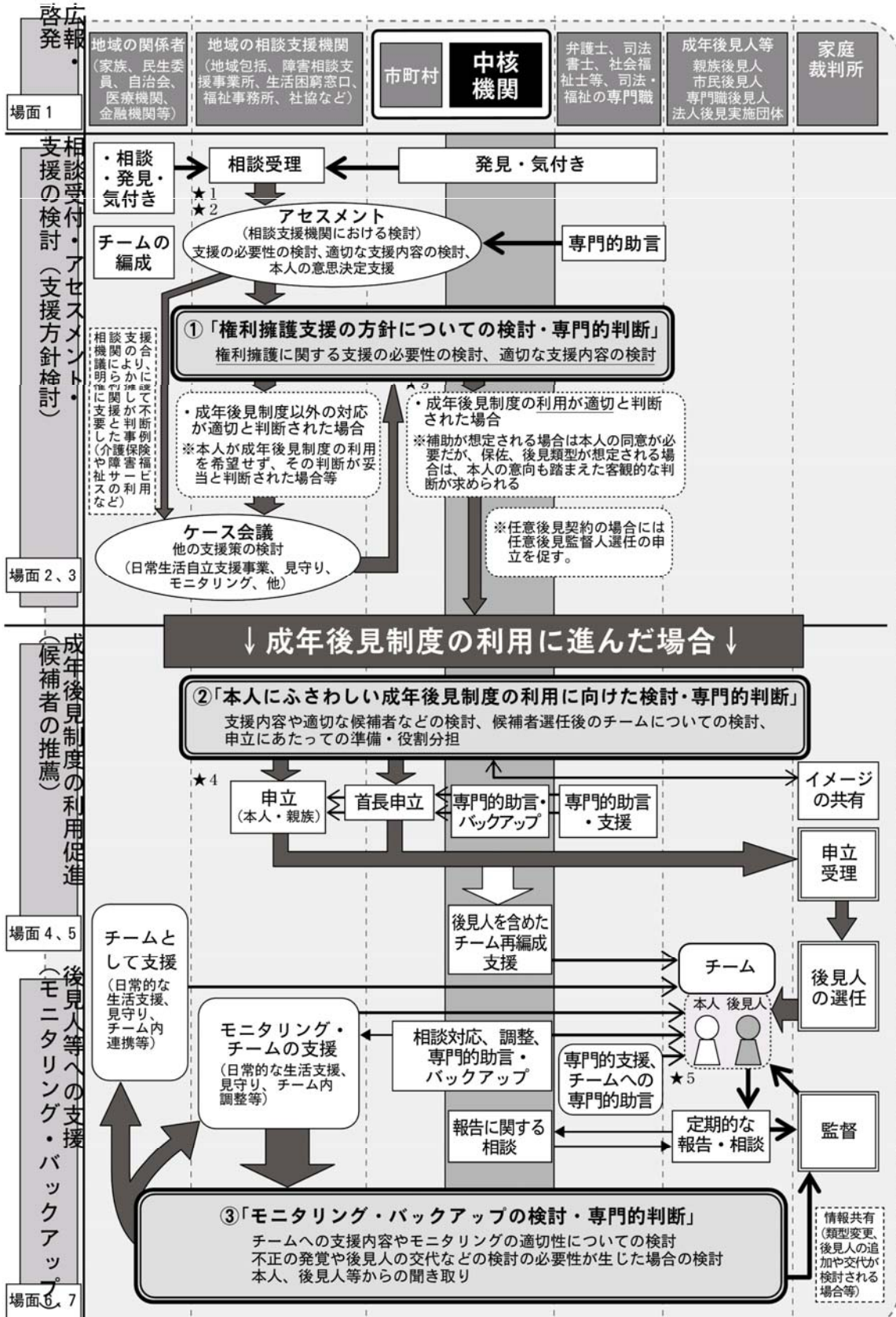
（「手引き」P15 図Ⅱ-1をもとに成年後見制度利用促進室作成）



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割 (フロー図)



※ ★1～5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。

平成 30 年度 第 1 回 分科会 3 の検討内容について

分科会 3 検討テーマ

「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」

1 主旨

国が定めた成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて、横浜市として、成年後見制度を始めとする権利擁護をどのように推進していくか、特に成年後見制度の利用促進に係る部分について、検討します。

2 分科会で目指す成果

昨年度、第 1 回分科会でいただいたご意見を踏まえ、第 4 期横浜市地域福祉保健計画素案を作成しパブリックコメントを実施しました。

平成 30 年度の分科会では委員の皆様にご意見内容をご確認いただくとともに、横浜市における成年後見利用促進計画の方向性をご検討いただき、第 4 期市地域福祉保健計画に反映させます。

3 議論のポイント

必要な人が制度を利用するためには、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築が必要であると国は成年後見利用促進計画の中で示しています。これまでの横浜市内の権利擁護推進の状況を踏まえ、その中核となる機関「中核機関」の設置の方向性、地域連携ネットワークの在り方について検討を行います。

(1) 第 4 期横浜市地域福祉保健計画素案に係るパブリックコメントの実施結果について

昨年度実施した第 4 期横浜市地域福祉保健計画策定委員会および分科会 3 の中で委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、作成した素案に対し、パブリックコメントを実施しました。成年後見制度利用促進基本計画についてのご意見の中で特に「原案に反映させるもの」に対する「本市の考え方」にご意見をいただきます。

(2) 中核機関の役割と機能、横浜市の成年後見推進の状況について

国が示す中核機関、地域連携ネットワークの関係性をご理解いただき、横浜市の成年後見制度推進の状況をご確認の上、中核機関に求める役割についてご意見をいただきます。

(3) 横浜市中核機関で重点的に取り組むことについて

成年後見制度の利用促進を行うためには、より広く制度をご理解いただくための広報啓発が大切であることは第 1 回の分科会でご意見をいただきました。

ご本人やご家族等が支援の必要性に気づきにくい場合、身近な地域の支援者や相談機関、専門職等が潜在的ニーズを発見し、支援に結び付けていく仕組みも必要となります。そのため、横浜市中核機関で重点的に取り組む事項について、御意見をいただきます。

4 今後のスケジュール（予定）

8月7日 平成30年度第1回 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
(パブリックコメント実施報告)

10月～11月 分科会3（平成30年度 第2回）

(計画原案の確認、各団体等で実施できる取組について、今後の成年後見制度
利用促進について検討)

11月～12月 平成30年度第2回 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
(計画原案の確認)

30年度中 第4期横浜市地域福祉保健計画 策定

素案に対するパブリックコメントとその対応の考え方(案)

資料6

- 【対応分類】 ① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの
③ 今後の検討の参考とさせていただくもの ④ その他(質問・感想等)

項目	ページ (開始)	ご意見	対応分類	対応の考え方
2章 2-3	70	70ページ 現状と課題に次の1点を加えてください。 法人後見の普及・啓発事業 ◆横浜市では、平成26年度より、成年後見制度法人後見支援事業に取り組んでいます。 (理由) 市民後見人養成と同列に課題として掲げないと、次の<柱2-3-2>成年後見人等への支援の推進につながらないのではないか。なお、国の定めた成年後見制度利用促進基本計画の中でも「法人後見の活用が有用である」と明記されています	①	ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映します。
2章 2-3	71	71ページ 上から6行目、「本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行うこととなります」は、「成年後見人等は、本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行うこととなります」とすべきではないか (理由) 文章に主語がないからです。	①	ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映します。
2章 2-3	71	71ページ 法定後見制度の説明で、「本人や四親等内の親族等が」とあるのは「本人や配偶者、四親等以内の親族等が」とした方が良いのではないかと (理由) 一般的な説明(民法7条)では、配偶者を省略していないからです。	①	ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映します。
2章 2-3	71	71ページ 任意後見制度の説明で「あらかじめ自分で選んだ代理の方(任意後見人)と契約によって」は「あらかじめ自分で選んだ方と任意後見契約を結び」とすべきではないかと (理由) 任意後見制度は、家裁で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見人であり、それまでは任意後見人候補者に過ぎないからです。	①	ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映します。 家庭裁判所の表現に合わせ、計画原案の表現を「任意後見受任者」とします。

素案に対するパブリックコメントとその対応の考え方(案)

資料 6

- 【対応分類】 ① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
④ その他(質問・感想等)

項目	ページ (開始)	ご意見	対応分類
2章 2-3	15	第4期横浜市地域福祉の第1章保健計画の策定にあたって気になることがあります。 横浜市が目指していききたいことをたくさんあり素晴らしいと思いました。しかし、目指していききたい、この計画をするとだけ書いてあり、いいことしか書いていないと思いました。私はそれをする事によるリスクやその対策も載せるべきではないかと思えます。高齢者の方のための老人ホームを作るというのを見ました。しかし、老人ホームに入るのは認知症の方などです。そのため、老人ホームに入るのを決めるのは高齢者ではなくその息子や娘ということになります。それでは高齢者に情報がいかないことが多く、決定権はその子供になることになります。それでは高齢者のためではなくその子供のためではないでしょうか？ 参考P15	④
2章 2-3	70	70ページ 目指す姿の中の「高齢者や障害者が自分の力を生かしながら」とあるのは「高齢者や障害者が支援を受けながら」とする方が適切ではないか (理由) 前段で「制度が必要な方の利用が促進されること」とあるからです。また意思決定支援の考え方を踏まえてです。	③
2章 2-3	70	「区ごとに成年後見制度に関するワンストップの専門相談機関を整備してください。」 理由)区社協・包括・区・基幹いずれも専門的知識に欠け、適切な対応ができていません。たらい回しもあり、不十分です。	③
2章 2-3	70	「専門相談機関でマッチングができるような体制の整備をしてください。」 理由)市社協でさえも、専門家の団体を紹介するのみで十分な支援はありません。	③
2章 2-3	70	ポイントで説明のあった成年後見制度利用促進基本計画の中で「中核機関」との文言があるが、どのようなものか。	④
2章 2-3	70	「中核機関について、十分な検討のうえ、立ち上げをお願いします。」 理由)これまでの取り組みは不十分です。予算をきちんとつけたうえで、市が責任を持った体制で、支援体制を作ってください。とりわけ、区レベルの取りくみを進めてください。	③
2章 2-3	70	超高齢社会に対応するため、今後、成年後見制度の効率的な活用は欠かせないと推測される。 1. 今後設置予定の中核機関について 役割の明確化と共に、後見人等の監督機能も持たせてはどうか。 中核機関を設置するということは、当然の事ながら、資源(費用)が必要。家裁の仕事量を減らし(増大する案件に追いつかなくなるのではと懸念される)、また、経費削減のため、監督人制度を極力なくす方向で検討してはどうかと考える。 上記の内容は、国全体の機構改革であり、横浜市だけでは困難なことは十分理解しているが、議論の中で提案・検討いただければと考える。	③
2章 2-3	70	地域福祉保健計画は数値目標を立てづらいつことは承知しているが、あえて意見をすると、現在の体制の器に対して将来のニーズ予測から、量的にどのように整えていくのかを早急に考え始めないと後手後手に回るものと思う。障害者、高齢者、難病、権利侵害など権利擁護の対象をどうとらえるか、様々な支援の方法をどうしていくかなど、シームレスな制度として構築していく時期にきており、真剣に考える必要がある。	③
2章 2-3	70	<柱2-3>の成年後見人制度で障害者の利用が進んでいない状況、そして<柱2-3-2>のコラムで、課題が障害当事者及び関係機関の制度への理解が不十分であることと、障害理解のある後見人等候補者の確保というのが分かったが、利用促進には地域市民へのアプローチも大切ではないか。日々の暮らしを見守り、少しの変化にも気づくことのできる市民に制度や障害そのものを理解してもらうことで、あんしんキーパーに登録しないまでも障がいのある方の暮らしのサポートにつながったり、候補者の育成・確保にもつながる。例えば、障がい者施設での市民交流イベント、そしてその場で制度の周知も行うというのはどうか。	③
2章 2-3	70	柱2-3 成年後見制度について 成年後見制度の広報活動について、制度を必要とする市民への広報活動は図られているが、制度を直接利用しない市民への広報活動が十分に考えられていないのではないかと。 「共助」の面からみて、地域で成年後見人・被後見人を支えていくためには、他の市民への制度の周知と理解を求める活動が必要ではないかと。	②

項目	ページ (開始)	ご意見	対応分類
2章 2-3	70	<p>〈柱2-3-1〉関係機関等と連携した権利擁護の推進 〈柱2-3-2〉成年後見等への支援の推進 成年後見制度が必要な高齢者の中には一人暮らしで親戚とも疎遠になっている人も考えられる。その人たちに広報としてパンフレット用いて配っても目に入らない可能性が高い。そもそもこの横浜市地域福祉保健計画の成年後見制度の対象が、親族がいる者を対象者としているように見受けられるが、成年後見が必要な人がいつも親族がいるとは限らないため、一人暮らしで親戚とも疎遠になっている人もいることを視野に入れて課題に対する取り組みをするべきではないのだろうか。</p>	②
2章 2-3	70	<p>市民後見人の養成 第4期横浜市市民後見人養成課程説明会のチラシでは対象を、「第三者後見人等(他の団体の法人後見履行者及び任意後見契約者を含む)として、他で受任していない方。また、今後も受任しない方。」と限定していますが、民間ではなく横浜市が養成しているからこそ限定すべきではないと考えますが如何ですか。</p>	④
2章 2-3	72	<p>成年後見制度利用支援事業の改善 この事業については、平成24年度から地方自治体の必須事業になっています。横浜市では平成30年度約1億2000万円を計上し、その努力には敬意を表します。しかしながら、申立費用の助成については相変わらず区長申立だけに限っています。ホームレス事例について、区役所に相談したところ、本人申立で行ってくださいと追い返されたことがあります。この事例については、基金から診断書料と鑑定料を工面し、審判にたどり着いています。こうした事態が生じないように至急改善してください。</p>	②
2章 2-3-1	72	<p>72ページ 申立て支援に次の4点を加えてください ■身近な相談窓口の充実 ■法テラスとの連携の推進 ■区長申立の促進 ■横浜市成年後見制度利用支援事業要綱の公開(理由) 資力の乏しい方の申立支援では、申立費用助成の整備は必要要件であって十分条件ではないからです。地域包括支援センター、基幹相談支援センター、区役所、区社会福祉協議会では、制度利用の相談だけではなく家裁申立の支援も行ってください。 総合法律支援法が改正され、法テラスでは平成30年1月24日から、高齢者・障がい者等で認知機能が十分でない方に対する援助として、「出張」による法律相談が始まっています。資力の乏しい方々の成年後見制度利用促進のためには、法テラスとの連携が不可欠です。 70ページ、現状と課題 成年後見制度「◆制度利用の面からみると障害者の利用が進んでいない状況です。」とあります。その理由は何でしょうか。 市町村長の審判請求については、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で、「その福祉を図るため特に必要があると認めるときは審判の請求をすることができる」とされています。翻って、区役所の状況をみると、認知症高齢者の区長申立はそれなりに進みます。しかしながら、障害者取り分け知的障害者については、なかなか進まないのが実情です。中には、相談しても3年も4年も放置されている例も見受けられます。実態を検証し、その福祉を図るために必要がある事例が放置(不作為)されることなどないように改善をしてください。 横浜市成年後見制度利用支援事業要綱の公開も求めます。一般的に市民との情報共有、透明化を図ることは言うまでもないことです。然るに横浜市は成年後見制度利用支援事業に関わる情報は、「報酬助成を申請する方へ」と題するチラシだけです。お隣の川崎市を見てもホームページで情報を提供しています。今後、成年後見制度利用支援事業の在り方の議論も必要かもしれませんが、まずは要綱の公開を求めます。</p>	③
2章 2-3-1	72	<p>72ページ権利擁護に関する取組に次の2点を加えてください ■苦情対応制度化の検討 ■第三者評価導入の検討(理由) 成年後見制度利用促進の庶務は、平成30年4月内閣府から厚生労働省に移管されています。成年後見については、厚生労働省所管の介護保険や福祉サービスと違って利用者の苦情対応の制度が整っていないこと。後見業務の質の向上のため第三者評価が有効なこと。</p>	③
2章 2-3-1	72	<p>地域連携ネットワークの構築 72ページの中核機関・ネットワークの構築では横浜型と表現されていますが、横浜型とは何ですか。私たちは、地域とは、市域でもなく、区域でもなく、文字通り地域であるべきと考えます。地域連携ネットワークとは事例検討会程度の区サポートネットなどではなく、個別事例支援に真に役立つネットワークでなければなりません。区役所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、民生委員などと地域で連携し支援を進めるべきものと考えます。</p>	③
2章 2-3-1	72	<p>成年後見の手続きは煩雑で、簡素化してほしい。また、基幹相談支援センターについては、成年後見制度の相談対応を行うこととなり、必要性のある人を紹介したりすることもあるが、実際機能しているかという厳しい見立てとなる。それよりもあんしんセンターや地域包括支援センターのほうが迅速に対応してくれそうなイメージがある。障害団体としては基幹相談支援センターに期待したいところだが、求められる役割に答えきれていない。</p>	③

項目	ページ (開始)	ご意見	対応分類
2章 2-3-1	72	<p>提案(1) 中核機関の機能に、地域連携ネットワークを実効的に推進するための企画調整機能を持たせることを提案します。(例:シンポジウムの開催)</p> <p>理由 横浜市のような大都市において、地域連携ネットワークが機能するためには、区域(あるいは市内をいくつかのブロックとして)レベルでの活動がメインになると思われます。 その地域の課題や市民の関心等に配慮した活動を展開するためには、関係機関・行政・社協・専門職団体等の相互に顔の見える関係と共に地域の課題の共有が重要と思われる。 ネットワーク参加団体の他に、広く他分野の会議体との情報共有も必要であり、一般市民のみなさんや他分野の団体等も参加できる「シンポジウム(あるいは「集い」)」を定期的開催し、情報の共有化と共にニーズ調査等を踏まえた課題の掘りおこしにより、一般市民のみなさんに関心を持っていただくことが、広報としても重要だと思います。紙媒体の広報以上に重要であり効果的だと思いますので提案します。</p>	③
2章 2-3	74	<p>横浜市社協の法人後見の在り方 全国最大の基礎自治体社協として、横浜市社協は平成12年度当初から法人後見を実施し、全国の社協の法人後見をリードしてきた功績は大きいものがあります。しかしながら、370万人の都市としてたった一つの社協型法人後見で良いのでしょうか。本来、市社協の役割は法人後見実施に直接関わるのではなく、この分野のグランド整備、環境整備に徹することではないのか。</p>	③
2章 2-3-2	74	<p>74ページ 後見人の養成・支援に次の1点を加えてください ■区社協での法人後見実施 (理由) このことについては、平成23年3月26日の市会本会議(地震のため開催できず書面質疑)で鶴見区選出の議員により質問があります。市長による回答も行われています。その後、社協の長期計画の中で平成30年度実施とされてきました。丁度その平成30年度を迎えています。計画通り実現すべきではないのか。 なお、地域での成年後見制度利用のニーズは高まっています。利用者が法人後見実施団体を選ぶことが出来るくらいの環境整備が必要です。今後は、財政基盤の安定した社協型の法人後見も柔軟な対応のできるNPO型の法人後見も必要です。</p>	③
2章 2-3-2	74	<p>74ページ コラム法人後見支援事業について このことについては、平成28年2月24日の市会本会議で、緑区選出の議員が質問しています。国では平成25年度より成年後見制度法人後見支援事業を地方自治体の必須事業に位置付けています。 支援事業としては、 ①法人後見実施のための研修 ②法人後見の活動と安定的に実施するための組織体制の構築 ③法人後見の適切な活動のための支援 ④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など法人後見の活動の推進に関する事業等々が掲げられています。 横浜市でも、その趣旨通りに実施すべきです。</p>	③
2章 2-3-2	74	<p>74ページ 法人後見取組検討会について 横浜市は、特定の団体・会員の法人後見実施団体ではなく、高齢も障害も、在宅も入院・入所にも対応できる法人後見実施団体を養成・育成すべきです。</p>	③
2章 2-3-2	74	<p>2. 横浜市高齢・障害支援課について 成年後見制度利用ニーズの増大に備え、申立て時の後見人選任の窓口を広げるべく、 (1)市民後見人 (2)法人後見 の更なる活用ができる仕組みを構築されるよう提案する。</p>	③
2章 2-3-2	74	<p>I. 気付き:喫緊の課題に応えるには士業、市民後見人+法人後見でも物理的に不足する予測(無理?) 趣旨→「任意後見」を以下のように活用しては如何。 II. 要点:貴案に追加的に!(横浜モデルとする)コミュニティー戦略+体験プロモーション <認知>①「任意後見(制度)」を 認知症に事前準備するための対策であることを明確に位置づけ公知すること。 <管理項目>②全佐体に対して、正しい知識・理解周知徹底を図る。とりわけ、認知症になるとどのような状況に陥るかをリアルに生得できるようにする <実行案及監視>③運用に当たり、当時者とその関係者の安心・安全を担保できる信頼のプラットフォームを設立する空論無用(NPO、公益法人) 貴計画案は精緻でゆきとどいた素晴らしいもので感銘を受けております。成年後見制度をフカンしてみると、実効性とハイスピードで高める戦略戦術が追加的に必須と考えました、よろしくご検討程!</p>	②
2章 2-3-2	74	<p>提案(2) 親族後見人への支援体制について 親族後見人への支援体制として「相談機関」に行政書士を活用することを提案します。</p> <p>理由 行政書士は社会貢献として、成年後見制度発足時(2000年)から成年後見人候補者の推薦、研鑽、市民公開講座等を通じた成年後見制度の広報、無料相談会等を市内各地域で展開してきており、地域に密着した存在でもあります。 第三者後見人(個人受任)の候補者の供給母体として、豊富な受任実績を持っており、親族後見人とは受任者として、同じ課題に対応できる資質を持つ経験豊富な会員を擁しています。市民に一番身近な専門職として貢献できるものと思いますので提案します。</p>	③

項目	ページ (開始)	ご意見	対応分類
2章 2-3-2	74	インターネットをみると多くの市区町村は、市民後見に対する要綱、要領等の約束事を公開している。神奈川県下の政令指定都市・中核都市では、横浜市だけが非公開である。横浜市の情報公開制度による開示請求を行なって初めて原文を見ることができる。さらに知らないうちに改変が実施されている。市民後見人制度では市民に協力を求めるのに、なぜこれほど横浜市は閉鎖的なのか理由を知りたい。	④
2章 2-3-2	74	横浜市市民後見人制度の保険は、被後見人に対する個人賠償責任保険のみで、養成期間を含めて、バンク登録者、活動中の市民後見人に対する傷害補償の保険は一切ない。(強制的に参加が義務づけられているため、社協のボランティア活動保険等の適用外である。又、横浜市市民後見人の活動形態は個人受任であるため、労働者災害補償保険(労災)等は適用されない。)このため、受傷のリスクは市民後見人個人がすべてを負う形になっている。	③
2章 2-3-2	74	発表されているP75の市民後見人養成・活動支援事業の表を見ると、修了者数は第1期44名、第2期39名、第3期12名と尻つぼみである。これで今後急増すると思われる後見人のニーズに対応できるのか。大幅な修了者数の減少はこの事業自体が横浜市民の意識から遊離したものを物語っているのではないだろうか。今後の見通し、バンク登録者1人当たりの養成、維持にかかるコストがどの程度か、納税者としては開示していただきたい。 以上のことから、現行の市民後見人養成・活動支援事業は、制度的欠陥があると考え。ゼロベースで見直し「横浜市民が安心、安全に後見活動に参加できる」形にしていきたい。	③

	課題	中核機関の役割・機能	横浜市における取組状況	H29年度 分科会でいただいた意見	意見等
上流	広報・啓発 場面 1 【本人、家族、住民等】 制度が知られていない 【相談窓口】 制度が知られていない	研修・講演会等による周知・広報	「ご存知ですか成年後見」(障害のある方、支援者向け含む)パンフレットを作成及び活用 専門職団体による市民への周知活動 包括支援センターによる制度理解のための講座、機関誌による周知 区民向けセミナーの開催(エンディングノートの活用方法の周知含む) 支援者向け成年後見基礎・中級研修の実施 障害のある方の利用促進のため、障害関係施設の職員向け研修の実施 民生委員・児童委員等への研修の実施	・成年後見制度が権利擁護の1つの手法であることを伝えることが必要 ・広く周知するためにはインターネット等の活用も有効 ・まず、身近な支援者(介護事業所、医療機関、民生委員等)に制度理解をしてもらうことが必要 ・成年後見利用支援事業(報酬助成)のPRが必要 ・障害者団体では勉強会を実施。説明を繰り返し聞くことで理解が深まる面がある。	
	相談受付 【本人・家族・住民等】 相談先がわからない 【本人・家族・住民等】 相談としても他の窓口に回される	明確な相談窓口の設置(自治体・中核機関) 本人・親族・施設・病院・事業所等への相談対応・相談会	専門職団体による相談窓口の開設 区民向けセミナーに合わせ、専門職による個別相談会の開催 相談対応した機関がきちんと状況を把握し、必要な支援につなげられるような人材育成を実施 区役所、包括支援センター、基幹相談支援センター等に相談窓口が設置され、専門職を配置	・身近な地域ケアプラザが成年後見が必要な人を発見し、つなげ、親族に連絡を取る等が効果的 ・身近な相談を受けている基幹相談支援センターや計画相談事業所の職員が制度の理解をすることが大切。	
	アセスメント・支援の検討 (支援方針・支援の検討) 場面 2、3 【地域の相談支援機関、施設等】 ケース検討で成年後見ニーズが判断されない(その結果、包括等適切な機関につながらない) 【地域の相談支援機関、施設等】 権利擁護の課題に関する法的な支援の必要性がわからない 【区役所・区社会福祉協議会】 権利擁護事業(※1)や生活困窮者自立支援事業(※2)で利用者の判断能力が低下しても、事業を利用し続けている。 【地域の相談支援機関、施設等】 任意後見契約をしている本人の判断能力が低下しても、任意後見が開始されない(監督人が選任されない)	本人を中心に区担当者、相談機関等の支援方針を決定、区長申し立ての判断等 権利擁護支援のアセスメント、後見ニーズを見極め、相談機関における検討への専門職の派遣(法律・福祉) 各事業からの移行、利用促進 任意後見監督人選任のタイミングに関する助言、サポート	権利擁護の必要性、支援方針の検討の場として各区で「成年後見サポートネット」を開催 専門職団体から適切な助言を受けられ、区域の課題を共有 市民後見人推進委員として各専門職が活動 横浜生活あんしんセンターの「高齢者・障害者の方々の権利を守るための弁護士相談」等の専門相談の活用 権利擁護事業利用者等から判断能力の低下等を理由に区長申し立て等に結び付けられる支援者間の連携体制がある。 法テラスを利用した保佐・補助レベル相当で本人申し立ての支援と、後見相当レベルでの親族申し立ての支援 支援者向けに任意後見制度についての研修実施。現状ではまだ制度の利用支援にまでは結び付きにくい。	・後見的支援事業との連携により制度につなげていく体制も重要 ・補助・保佐の活用が必要 ・任意後見の活用のためのPRも必要	

(※1) 権利擁護事業

市内各区社会福祉協議会が実施。対象は市内在住で概ね65歳以上の高齢の方、成年で障害がある方。①福祉サービス利用援助、定期訪問、金銭管理サービス②預金通帳など財産関係書類預かり。生活や金銭管理など幅広く権利擁護に関する相談を受けている。

(※2) 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至っていない生活困窮者の方の自立に向けた相談支援を行う。市は区の生活支援課に相談窓口があり、委託ではなく直営で支援を実施。包括的な相談支援となる①自立支援事業を中心に②住居確保給付金の支給③就労支援④家計相談支援⑤一時生活支援⑥子どもの学習支援等の支援

	課題	中核機関の役割・機能	横浜市における取組状況	分科会でいただいた意見	意見等
中流 成年後見制度の利用促進 (候補者の推薦) 場面 4、5	【本人・家族等】 申立書類作成のハードルが高い 【自治体】 区長申立を行った経験がない 【本人、家族、地域の相談支援機関、自治体等】 誰を成年後見等候補者とすればよいかわからない 【自治体等】 適切な成年後見等候補者がいない、少ない	申立に関わる相談・支援 適切な候補者推薦のための検討(候補者・チームの見立て) 市民後見人の研修等養成、法人後見の担い手育成・活動支援	区役所、包括支援センター、基幹相談支援センター等に相談窓口があり、専門職が配置されている。支援者の知識、経験値の差が課題。 横浜市での区長申し立て件数はH29年度309件 候補者推薦については、アセスメント情報により各専門職団体に依頼。現状ではその後のマッチング機能は有していない。 市民後見人支援について、養成から受任、活動支援まで横浜生活あんしんセンターが中心となり、切れ目ない支援ができています。 市民後見人は現在、第4期養成中(第1期から 98 人養成)	・複数後見や法人後見等の受任の形があることについてのPRが必要	
下流 後見人などへの支援(モニタリング・バックアップ) 場面 6、7	【後見人等】 後見人一人では解決できない問題が多い 【後見人等】 成年後見活動について不明なことを相談できる先がない 【家族、後見人等】 本人の状態が変化したが、相談先がわからない 【本人、家族、地域の相談支援機関等】 選任された後見人の活動に疑問な点があり、相談したい 【後見人等】 家庭裁判所に提出する報告書の書き方がわからない	チーム等支援会議の調整、コーディネート 後見人等の相談窓口の明確化、バックアップ 家庭裁判所との連絡調整 報告書等書類作成支援	本人、後見人等を支援する身近な支援チームについて、カンファレンスを開催する中で調整。活用や必要性は支援者の経験値により差があり、標準的な指標がない。 家庭裁判所との定期的な意見交換の実施 親族後見人、市民後見人支援については、横浜生活あんしんセンターが中心となり、体系的に切れ目ない支援が整っている。	・介護事業所等とのネットワークを構築した支援があると安心である。 ・不正防止等対策も必要 ・後見人の交代が可能なことをPRしてほしい ・身上監護面が重視されるような工夫が必要	

【参考】
 成年後見以外の対応が適切と判断された場合

